

保護者 各位

茨城県立土浦第二高等学校長 長谷川 京子

日本スポーツ振興センターの災害給付について（お知らせ）

陽春の候 皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、日本スポーツ振興センターの給付について、下記のとおりお知らせいたします。

日本スポーツ振興センターは、学校安全の普及、充実に図ると共に、学校管理下における災害に対し必要な給付を行い、学校教育の円滑な実施を目的とする独立行政法人です。本校でも、全員に加入していただき安全管理の推進に努めております。

つきましては、趣旨ご理解の上、掛金の徴収にご協力くださいますよう、お願い致します。なお、災害共済給付制度への加入につきましては、本同意書により初回の同意後、在学中は自動更新とさせていただきます。

1. 学校管理下の範囲とは

- 1) 学校の教育課程に基づく授業を受けている時
- 2) 学校の教育計画に基づき行われる課外指導を受けている時
- 3) 休憩時間中、始業前、授業終了後の特定時間
- 4) 通常の経路及び方法による通学中

2. 災害時に受けられる給付金

- 1) 医療費 5,000円以上を要した場合、健康保険の療養に要する費用の4/10が支給される。
*一般的には病院の窓口で1,500円以上の負担があった場合
- 2) 障害見舞金 障害の程度に応じて、82万～3,770万円
- 3) 死亡見舞金 2,800万円（突然死、通学途上の場合は1,400万円）
*運動などが起因、誘因となる突然死は2,800万円

3. 災害給付金を受けられない場合

- 1) 非常災害（地震風水害など）
- 2) 学校給食に起因しない中毒や疾病
- 3) 第三者の加害行為（対自動車事故など）

4. 契約について

- 1) 契約期間 令和2年（2020年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日
- 2) 掛 金 1人 1,920円
- 3) 集金方法 学年費より引き落とし

5. 災害時の手続き

- 1) 窓口 保健室
- 2) 手続き 医療を受けてから2年間請求しないと時効となりますので、災害が起きたら、すぐに、担任または養護教諭へ申し出て手続きを進めてください。

（きりとり）

同意書

茨城県教育委員会 殿

茨城県立土浦第二高等学校

1年 組 番 生徒氏名

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記生徒が加入することに同意します。

年 月 日保護者氏名

㊟